

改正

平成15年3月31日規則第35号

平成18年6月30日規則第50号

平成22年4月1日規則第38号

平成28年3月30日規則第46号

令和元年7月4日規則第8号

令和6年11月28日規則第74号

足立区まちをきれいにする条例施行規則を公布する。

足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例（平成9年足立区条例第25号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(禁煙特定区域の指定及び告示)

第2条 条例第11条第1項の規定により、区長が禁煙特定区域（以下「特定区域」という。）として指定することができる区域は、道路その他の不特定多数の者が利用する場所とする。

2 条例第11条第3項及び第4項の規定により告示する事項については、次のとおりとする。

(1) 特定区域を指定し、変更し、又は解除する範囲

(2) 特定区域を指定し、変更し、又は解除する期日

(美化推進地域)

第3条 条例第12条に規定する区長が指定できる美化推進地域（以下「推進地域」という。）は、次の地域とする。

(1) 区民等及び団体等が美化活動に熱意をもつて取り組んでいる地域

(2) ごみの散乱を特に防止する必要がある地域

2 区長は、推進地域を指定するときは、当該推進地域の区民等及び団体等の意見を聴かなければならない。

3 区長は、推進地域を指定したときは、その旨を公告するとともに、当該推進地域内に標識を設置するものとする。

4 区長は、必要があると認めるときは、指定した推進地域の範囲を変更又は解除することができ

る。

(重点実施期間の指定)

第4条 条例第14条に規定する区長が指定できる重点実施期間は、11月1日から同月30日までとする。ただし、区長は、必要があると認めたときは、これを変更して指定することができる。

(過料)

第5条 条例第15条第2項の規定により過料の処分をしようとするときは、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめその旨を告知・弁明書（第1号様式）によって告知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

2 前項に規定する過料の処分をするときは、過料の処分を受ける者に対し、過料処分通知書（第2号様式）を交付するものとする。

3 条例第15条第2項の規定により処する過料の額は、1,000円とする。

4 区長は、過料の処分をする職員として、歩行喫煙防止指導員を指定する。

5 前項に規定する過料の処分をする職員は、その身分を示す証明書（第3号様式）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成15年3月31日規則第35号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成18年6月30日規則第50号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

付 則（平成22年4月1日規則第38号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前、現に美化推進地域の指定を受けている地域については、改正後の足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例施行規則第3条第4項の規定を適用する。

付 則（平成28年3月30日規則第46号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（令和元年 7 月 4 日規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和 6 年11月28日規則第74号）

この規則は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。